

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 42 年神奈川県条例第 50 号	法 規 集	第 2 編第 13 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員災害補償法第 69 条第 1 項の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員（以下「非常勤の職員等」という。）に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	地方公務員災害補償法第 69 条第 1 項では、法律で公務上の災害又は通勤による災害に対する補償（以下「公務災害補償等」という。）の制度が定められていない職員については、条例で公務災害補償等の制度を定めることされている。本条例は、法律で公務災害補償等の制度が定められていない非常勤の職員等に係る公務災害補償等の制度を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で定めている公務災害補償等の制度は、地方公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失しないものであり、非常勤の職員等に対し有効な制度となっている。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	補償等の内容は、他の災害補償制度と同様の内容となっており、効率的である。 しかし、附属機関として設置している公務災害補償等認定委員会については、諮問事項が少ないことからより効率的な補償実施のため、廃止等見直しの検討をする必要がある。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方公務員災害補償法の規定に基づき、非常勤の職員等に係る公務災害補償等の制度を定めるものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方公務員災害補償法の規定に基づいて定めているものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正→廃止を検討する。	附属機関である公務災害補償等認定委員会の廃止等見直しを検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>